

(財政金融委員会)

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第三号)

(衆議院送付)要旨

本法律案は、平成二十二年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れの特別措置を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、平成二十二年度における公債の発行の特例

財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十二年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額(平成二十二年度一般会計予算において三十七兆九千五百億円)の範囲内で、公債を発行することができる。

二、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

平成二十二年度において、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特

別会計財政融資資金勘定から、四兆七千五百四十一億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

三、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、三千五百億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

四、食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れ

平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同勘定から、百四億六千八百三十五万四千円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

五、その他

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に

関する法律における財政投融资特別会計からの繰入れの特例に係る規定の平成二十二年度における適用に係る所要の改正を行う。

3 国民年金法等の一部を改正する法律等における基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特例に係る規定の平成二十二年度における適用に係る所要の改正を行う。